

下伊那郡北部5町村 (松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村)

新型コロナウイルスワクチン接種について

1人接種2回
費用無料

「3つ」のポイント

- ①北部5町村に住民票のある方は、下記医療機関のどこでも接種が可能です。
 - ②新型コロナウイルスワクチンの接種は国の定めた優先順位に基づき、下記の順位、日程で接種を行う見込みです。
 - ③完全予約制となります。**予約はお住まいの自治体にて、電話とインターネットで受け付けます。**
- ★今後随時予診票と接種券(クーポン券)を送付しますので、受け取られた方から実施時期に合わせて予約をお願いします。
予約方法は今後お知らせします。



4月8日から「高森町コールセンター」を開設します

高森町ワクチンダイヤル：☎54-0739 または ☎54-0748

受付時間：午前9時から午後5時（土日祝除く）

- 高森町にお住まいの方の、新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問い合わせに対応します。**※接種の予約受付開始は5月以降の予定です。**

▼接種実施医療機関

下伊那赤十字病院【松川町】	松川町上片桐診療所【松川町】	中塚内科循環器科医院【松川町】
下伊那厚生病院【高森町】	山路医院【高森町】	後藤医院【高森町】
尾地内科呼吸器科クリニック【高森町】	木下医院【喬木村】	三浦医院【喬木村】
小沢医院【豊丘村】	金田医院【豊丘村】	大鹿村立診療所【大鹿村】

- 上記医療機関以外にかかりつけ医がある方は、ワクチン接種に備えて早めにかかりつけ医へ相談をしておきましょう。
- 5町村内の高齢者入所施設でも接種を実施する予定です。

▼優先順位、日程

優先順位	対象者	実施予定時期
1	医療従事者等	3月～5月
2	高齢者(令和3年度中に65歳以上に達する方)	5月以降
3	高齢者以外で基礎疾患を有する方、高齢者施設等に從事される方	8月以降
4	上記1～3以外の16歳以上の方	8月下旬以降

- 国のワクチン供給の状況等により実施予定時期が変更となる場合や、優先順位を細分化する場合があります。随時情報発信を行いますので、ご確認をお願いします。

よくあるご質問にお答えします



長野県HP



厚労省HP

※令和3年4月1日時点の情報に基づく内容です。
今後の状況により変更となる場合があります。

Q1 接種はしなくてはいけないのですか？

A1 接種の義務はありませんが、発症を防ぐ効果が認められているため、接種を推奨しています。ご自身の健康状態や副反応をご理解のうえ、ご判断ください。



「長野県ワクチン接種相談センター」

新型コロナウイルス接種に係る副反応等の専門的な相談に対応するコールセンターです。

受付時間：午前8時30分から午後9時(無休)

☎026-235-7380



Q2 住民票は5町村内にありますが、5町村以外に住んでいる家族がいます。どこで接種できますか？

A2 原則としては住民票が5町村内にある方は、裏面医療機関で接種することとなっていますが、やむを得ない事情で住民票所在地(5町村)以外に長期滞在している方は、住所地外でも接種を受けることができる見込みです。お住まいの自治体等にご相談ください。

【やむを得ない事情例】

- ・出産のため里帰りしている妊産婦 ・遠隔地へ下宿している学生 ・単身赴任
- ・入院、入所者 ・基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種する場合 ・災害による被害にあった方 等

Q3 5町村外の病院がかかりつけ医なので、そこで接種をしたいのですが？

A3 原則としては住民票が5町村内にある方は裏面医療機関で接種していただきます。ただし、**A5**に示す基礎疾患をお持ちで、主治医の下で接種することが必要と医者に判断された方は、主治医所属の医療機関で接種できる見込みです。

Q4 なぜ自由にどこでも接種ができないのですか？なぜ予約制なのですか？

A4 現在供給に限りのあるワクチンを無駄にすることなく希望者に円滑に接種するためです。ご理解・ご協力をお願いします。

Q5 優先接種となる「基礎疾患」とはどのような病気ですか？証明書などは必要ですか？

A5 以下の①または②に該当する方

①：以下の病気や状態の方で、通院・入院している方

- 慢性の呼吸器の病気、心臓病(高血圧含む)、腎臓病、肝臓病(肝硬変等)
- 糖尿病(インスリンや飲み薬で治療中または他の病気を併発)
- 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
- 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- 染色体異常 ●睡眠時無呼吸症候群
- 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

②：体格指数(BMI※)が30以上の肥満の方 (※)BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

■証明書の提出は不要です。

(現時点では予診票に記載する本人の申告をもとに対象とすることになっています。)